

	用語	解説
①	男女共同参画社会	すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
②	男女共同参画社会基本法	将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律（平成11年6月23日施行）男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。
③	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律（平成13年10月13日（一部14年4月1日）施行、16年、19年、25年、元年改正） 都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度等が規定されている。被害者が男性の場合や、同居の恋人からの暴力もこの法律の対象となる。
④	女子差別撤廃条約	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使

		することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
⑤	男女雇用機会均等法	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律（昭和 61 年 4 月 1 日施行） 労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。
⑥	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法）	働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律（平成 27 年 9 月 4 日（一部 28 年 4 月 1 日）施行）。女性の活躍推進に向けた目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業※）に義務づけられた。 ※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあつては努力義務
⑦	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号参照）
⑧	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと
⑨	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
⑩	ジェンダー	「社会的、文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

⑪	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。
⑫	性自認	主観的な性別で、「自分は女である。」「自分は男である。」など、その人が自分の性をどのように認識しているか、ということ。「こころの性」と呼ばれることもある。
⑬	性的マイノリティ (性的少数者)	恋愛対象が同性や両性の人、「こころの性」と「からだの性」が一致しない人、あるいは「こころの性」がはっきりしない人などのことを指す。
⑭	L G B T	次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われる。 L：女性の同性愛者(レズビアン) G：男性の同性愛者(ゲイ) B：両性愛者(バイセクシュアル) T：「こころの性」と「からだの性」との不一致(トランスジェンダー)
⑮	伊佐市男女共同参画 基本計画	男女共同参画社会基本法第14条第1項の規定に基づき、中長期的な展望に立って本市の男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層推進するため、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示した基本計画。平成23年度～32年度の10年間を計画期間として、平成23年4月に策定した。
⑯	鹿児島県男女共同参画 センター	男女共同参画社会を形成するための総合的な活動拠点として、平成15年4月にかごしま県民交流センター内に設置され、①男女共同参画社会づくりに向けた各地域での自主的な取組の促進やネットワーク形成を図るための交流促進、②男女共同参画に関する意識啓発、推進役となる人材の養成、就業支援のための学習・研修、③男女共同参画を阻害する行為等に関する悩みや問題についての相談、④男女共同参画に関する情報の収集・提供、⑤配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護(一時保護を除く)等の各種事業を実施している。